

高齢者総合福祉施設 風早の家
令和1年度 第5回運営推進会議 議事録

開催日時	令和2年1月28日(火)
開催場所	(高齢者総合福祉施設 風早の家内) 旧 認知症デイサービス 機能訓練室
出席者	【ご利用者】1名
	【家族代表】3名 (特別養護老人ホーム 風早の家・小規模多機能にじいろ)
	【地域包括センター 北条】1名
	【松山市役所 介護保険課】1名
	【法人 理事・評議員】2名
	【地域の方】区長 民生児童委員(2名)
	【事業所】(施設長) 近藤 浩之 (風早の家) 仲渡 博美 (かしま) 中山 幸恵 (にじいろ) 須賀 賢二・杉森 理代
配布資料	あり

高齢者総合福祉施設 風早の家 全体会

開会あいさつ

(施設長 近藤浩之)

今回もお忙しい中お集まり頂き、ありがとうございます。

今回より新しい民生児童委員のお二人も加わりましたので、まずは皆様からの自己紹介から始めていきたいと思えます。

今回も遠慮なく、ご意見をよろしくお願い致します。

特別養護老人ホーム 風早の家・ショートステイ すぼき
運営推進会議

出席者

- 【ご利用者】 0名
- 【家族代表】 玉井 進平氏
- 【地域包括センター 北条】 野田 由美氏
- 【松山市役所 介護保険課】 村上 傳氏
- 【法人 理事・評議員他】 森 一世・西田 あゆみ・田村光子氏
- 【地域の方】 池内昭博氏・村上睦美氏・重松邦昭氏
- 【事業所】(施設長) 近藤 浩之
(風早の家) 仲渡 博美・梅田 愛

<利用状況 特養風早の家> 1/27 現在
入所者数：27名（男性3名 女性24名）

年齢構成：(最高年齢) 101歳 女性 (最低年齢) 63歳 男性
介護度：要介護3 6名
要介護4 10名
要介護5 11名

<利用状況 ショートステイすぼき> 1/27 現在
介護度：要支援2 3名
要介護1 7名
要介護2 2名
要介護3 4名
要介護4 1名
要介護5 2名

受入地区：苞木・鹿峰・磯河内・小川・鴨之池・本谷・柳原
高田・正岡神田・河野別府・北条辻・浅海原・猿川
吉藤・和気町・菊間町

稼働率： 12月 43.7% 1月 40.1%
受入人数：最低利用日 1名 最高利用日 6名

<活動・行事> <日中活動> 別紙参照

<質疑応答> 特になし

デイサービス かしま（地域密着型通所介護） 運営推進会議

出席者	【ご利用者】 0名
	【家族代表】 0名
	【地域包括センター 北条】 1名
	【松山市役所 介護保険課】 1名
	【法人 理事・評議員】 2名
	【地域の方】 町内区長・民生児童委員（2名）
	【事業所】（施設長） 近藤 浩之 （かしま） 中山 幸恵
事業所からの 状況・活動報告	<p><利用状況></p> <p>1日の利用定員：18名（現在、利用者登録者数 43名） 男女比：男性 10名 女性 31名 年齢構成：（最高年齢）99歳 ～（最低年齢）69歳 介護度：要支援1－ 8名 要支援2－ 7名 要介護1－ 14名 要介護2－ 7名 要介護3－ 3名 要介護4－ 4名 要介護5－ 0名</p> <p>稼働率： 69.0パーセント</p> <p>（その他利用者様の動き） 入院中 1名・利用休止 1名・月末利用再開予定 0名</p> <p><日中活動></p> <p>（写真にて報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クリスマス会の様子 ・餅つき大会の様子
■質疑応答	<p>Q（区長より）： 同じ法人内に保育園がありますね。年寄り小さい子供が好きだと思いますが、保育園の子供が遊びに来たりすることはあるんですか？</p>

A（中山より）：法人内には3つの保育園があります。

そのうち同じ建物内にあるのが「もりもりキッズ」です。他の2つの保育園は地理的な事もあって、なかなか交流が難しいのですが、「もりもりキッズ」とは頻繁に交流しています。

計画した行事の時はもちろんですが、子供たちがお散歩がてら館内を歩くときには、度々デイサービスを覗いてくれて、ご利用者とタッチしてくれたりします。

12月のクリスマス会の時は、かわいい歌と踊りを見せてくれましたし、先生方のトーンチャイムの発表もありました。

ご質問にもありましたが、ご利用者は小さい子供たちが大好きです。

女性の方はもちろんなんですが、いつもムスツとしている男性のご利用者様が、子供たちが来た時には優しい顔をしていたりするので、子供の力は本当にすごいなあと感じます。

今後も、「もりもりキッズ」と連携して、今以上にこの事業所内で子供たちの声がする時間を増やしていけたらいいなと考えています。

小規模多機能 にじいろ（小規模多機能型居宅介護） 運営推進会議

出席者	【ご利用者】0名
	【家族代表】2名
	【地域包括センター 北条】1名
	【松山市役所 介護保険課】1名
	【法人 理事・評議員】4名
	【地域の方】町内会長1名 民生児童委員2名
	【事業所】（施設長） 近藤 浩之 （にじいろ） 須賀 賢二・杉森 理代
	<p><利用状況></p> <p>1月登録者数：10名（男性2名・女性8名）</p> <p style="padding-left: 40px;">要介護1－3名</p> <p style="padding-left: 40px;">要介護2－1名</p> <p style="padding-left: 40px;">要介護3－3名</p> <p style="padding-left: 40px;">要介護4－1名</p> <p style="padding-left: 40px;">要介護5－2名</p> <p>（ご利用状況）</p> <p style="padding-left: 40px;">通い・訪問でのご利用：6名</p> <p style="padding-left: 40px;">連泊でのご利用：4名</p> <p style="padding-left: 40px;">※添付資料を見ながら、ご利用者の利用状況・ご家庭での状況等を説明。また、連泊でのご利用の理由等もあわせて説明。</p> <p><その他の動き></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護3通いと泊りの利用の男性 11/28 特養風早の家入所。 ・要介護5通いと泊りの利用の女性 ベテル病院退院後 1/22 特養風早の家入所。 ・要介護1通いと泊りの利用の女性 第4胸椎圧迫骨折のため 12/17 山本整形入院 1/25 退院され 1/27 より利用再開。 ・要介護5連泊利用の男性 膀胱タンポナーデのため 12/23 北条病院入院 1/16 退院され利用再開。 ・新規利用相談（男性 93歳要介護2） 1/23 にあるも翌日病院受診し入院となる。期間は未定。

■ 質疑応答

<にじいろの日常の様子A 4用紙 2 枚添付>

- ・ もりもりキッズの園児との交流・干し柿作り
- ・ ヒヤシンス水栽培・カフェの様子・手作りおやつ

Q（民生児童委員より）：初めてこの会議に参加するので、知らないことばかりですみません。

「特養」とか「デイサービス」などは内容はよくわからないけれど聞いたことがありましたが、「小規模多機能」というサービスを始めて聞きました。

以前から参加の皆さんはご存知だと思いますから二度手間かとは思いますが、どんなサービスなのかわかりやすく教えてもらうことはできますか？

A（須賀より）：「小規模多機能にじいろ」に興味を持ってくださり、ありがとうございます。

正式には「小規模多機能型居宅介護」というサービスで、平成18年から始まった比較的新しいサービスです。

うちの「小規模多機能にじいろ」では、松山市の方で要介護1以上の方が対象です。

介護保険を使う時には、通常、デイサービスに通ったりヘルパーさんに来てもらったり、家族に用事があるときにショートステイに泊まったりすることが多いのですが、その時は、全部それぞれ別の事業所でサービスを受けることになります。

そして、金額はそれぞれ1回いくらで計算されます。

「小規模多機能」は、それを全部1つの事業所で行うことができるサービスです。

いつも同じ職員が対応できますので、認知症等で不安なご利用者様でも、いつもの顔なじみの職員とは信頼関係が作りやすいです。

しかも、月額定額制のため、どれを何回使っても基本料金は同じです。

食事代や宿泊代は別料金になりますので、その分は料金が発生します。

例えば、急に「今晚、泊まりたい」という時も、通常なら担当のケアマネに連絡して、ショートステイできる施設を探してもらって、その施設に予約して、迎えの時間と帰りの時間を段取りして・・・というような作業が発生しますが、「小規模多機能」ならすべてがその事業所内で済むため、部屋さえ空いていればすぐに泊まる段取りが整うわけです。

私自身、とてもいいサービスだと思っています。

まだ、このサービスを知らない方がたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ「こんないいサービスがある」と周りの方にも宣伝していただけたらと思います。

■その他 全体質疑応答

■質疑応答など

Q（民生委員より）：介護保険について、『要介護』や『要支援』『要介護認定』など聞くがよくわからない。

今後の為に、そもそも要介護認定とは何か、全く知らない立場の者でもわかるように説明頂ければありがたい。

A（市介護保険課より）：『要介護認定』とは、介護保険サービスの利用希望者に対して『どのような介護が、どの程度必要か』を判定するためのものです。

65歳になると、介護保険の加入者であることを証明する『介護保険被保険者証』が交付されますが、介護保険サービスはこの保険証を提示すれば受けられるものではなく、まず要介護認定を受けて『要介護』または『要支援』の判定をもらう必要があります。

要介護認定の流れとしては、まず市町村に申込んだ後『一次判定』を行います。

一次判定は市町村担当者による聞き取り調査・主治医意見書を基に、介護にかかると想定される時間をコンピューターにて算出します。その点数をもとに、『二次判定』を行います。専門職にて行う『介護認定審査会』での審査にて要介護度を判定します。

結果、介護を必要とする度合いによって『要支援1～2』『要介護1～5』の7つに区分され、区分によって受けられるサービスの内容も変わります。

今後もしご不明な点がありましたら、いつでもご質問・ご相談ください。

宜しくお願い致します。

□次回、開催予定について

R2年 3月 24日（火）

詳細は、お送りする次月の案内文書を参照して下さい。

■連絡事項等